（被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例に関する経過措置）

第九十一条　新震災特例法第十一条の七の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例に関する経過措置）

第九十二条　新震災特例法第十二条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与する場合について適用し、施行日前に旧震災特例法第十二条の三に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与した場合については、なお従前の例による。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十三条　新震災特例法第十七条の二第四項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（法人の復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第九十四条　新震災特例法第十七条の五第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する開発研究用資産について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等に関する経過措置）

第九十五条　新震災特例法第十八条の十第一項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十六条　新震災特例法第二十五条の二第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人の復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第九十七条　新震災特例法第二十五条の五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する開発研究用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第二十五条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

（連結法人が帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等に関する経過措置）

第九十八条　新震災特例法第二十六条の十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

（避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例に関する経過措置）

第九十九条　新震災特例法第三十八条の二の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する受贈者が同項に規定する農地等を同項に規定する特例対象事業の用に供するために譲渡をする場合について適用する。

2　新震災特例法第三十八条の二の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する農業相続人が同項に規定する特例農地等を同条第一項に規定する特例対象事業の用に供するために譲渡をする場合について適用する。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号及び第十四条第三項中「千分の四十」を「千分の三十八」に、「千分の九百六十」を「千分の九百六十二」に改める。

第十九条第一項中「、第七十四条の七」を「及び第七十四条の八」に改め、「及び第七十四条の十二第二項」を削り、同条第二項中「若しくは採取」を「又は採取」に改め、「又は同法第七十四条の十二第二項の職務を執行する場合」を削る。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第百一条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「、第七十四条の七」を「及び第七十四条の八」に改め、「及び第七十四条の十二第一項」を削り、同条第二項中「検査若しくは」を「検査又は」に改め、「又は同法第七十四条の十二第一項の諮問をする場合」を削る。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中「第四十条の三の三第十六項第一号及び第二号、第二十七項並びに第十九項」を「第四十条の三の三第二十二項第一号及び第二号、第二十三項並びに第二十五項」に、「第四十条の三の三第二十項」を「第四十条の三の三第二十六項」に改め、同表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項中「第五条の二第五項」を「第五条の二の二第五項」に改め、同条第九項第一号中「次に掲げる配当等」を「相手国居住者等配当等」に、「配当等を」を「相手国居住者等配当等をいう。以下この号において同じ。）又は次に掲げる配当等（同項に規定する配当等を」に、「当該配当等」を「当該相手国居住者等配当等若しくは当該配当等」に、「ホに」を「ニに」に、「ニに」を「ハに」に改め、同号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハからホまでを同号ロからニまでとし、同項第二号中「前号ニ」を「前号ハ」に改め、同項第三号中「第一号ニ又はホ」を「第一号ハ又はニ」に改める。

第六十二条第一項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改める。

第六十三条第三項中「租税特別措置法第六十六条の四第二十一項又は」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二十一項又は平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同条第五項中「租税特別措置法」を「平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「第六十八条の八